

議案第 19 号

新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

新座市スポーツ施設条例（平成 5 年新座市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後			改 正 前				
別表第 1（第 1 条関係）			別表第 1（第 1 条関係）				
名称		位置	名称		位置		
[略]			[略]				
新座市営本多庭球場	新座市本多二丁目 127番1		新座市営本多庭球場	新座市本多二丁目 127番1			
[略]			新座市営大和田ファミリープール 新座市大和田五丁目5番16号				
[略]			[略]				
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）				
名称	利用に供さない日	利用時間	名称	利用に供さない日	利用時間		
新座市営殿山運動場	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後9時30分までの間において、夜間照明設備の有無、日出及び日没等の時間その他の要因を考慮して教育委員会で定める時間とする。	新座市営殿山運動場	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後9時30分までの間において、夜間照明設備の有無、日出及び日没等の時間その他の要因を考慮して教育委員会で定める時間とする。		
新座市営馬場運動場	(2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日	に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日	新座市営馬場運動場	(2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日	に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日		
新座市営大和田運動場	に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日		新座市営大和田運動場	に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日			
新座市営堀ノ内少年運動場	(3) 新座市営本多庭球場の夜間照明設備は、12月1日から翌年の3月31日までの日		新座市営堀ノ内少年運動場	(3) 新座市営本多庭球場の夜間照明設備は、12月1日から翌年の3月31日までの日			
新座市営野火止運動場			新座市営野火止運動場				
新座市営西堀庭球場			新座市営西堀庭球場				
新座市営本多庭球場			新座市営本多庭球場				
[略]			新座市営大和田ファミリープール 1月1日から7月9日までの日及び9月3日から12月31日までの日				
[略]			午前9時から午後5時まで				
[略]			[略]				

別表第3（第13条関係）

(1) 運動場・庭球場・プール使用料

施設	主たる用途	使用料
[略]		
新座市 営本多 庭球場	庭球	平日については1回（1時間単位）1面410円、祝日等については1回（2時間単位）1面830円。ただし、夜間照明設備使用時は、1回（1時間単位）1面780円

備考 [略]

(2) [略]

別表第3（第13条関係）

(1) 運動場・庭球場・プール使用料

施設	主たる用途	使用料
[略]		
新座市 営本多 庭球場	庭球	平日については1回（1時間単位）1面410円、祝日等については1回（2時間単位）1面830円。ただし、夜間照明設備使用時は、1回（1時間単位）1面780円
新座市 営大和 田ファミ リリー プール	水泳	1回につき大人520円、中学生以下の者100円。ただし、3歳未満の者は無料

備考 [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市営大和田ファミリープールを廃止したいので、この案を提出するものである。